

会計年度任用職員 募集要項

【試験区分：多文化共生・国際交流業務（英語）】

1 募集内容等

- ・採用予定人数 1人
- ・職務内容 国際交流業務※1、多文化共生業務※2 及び多言語相談業務等事務（英語）
※1 式典等での通訳、国際交流事業等に伴う海外への派遣、外国からの訪問客の対応、刊行物等の翻訳など
※2 異文化理解や国際理解を促進するための講座等の企画・運営など
- ・受験資格 年齢・学歴不問、以下の資格等のいずれかを有すること。
(1) 日本語を母語とする人は、以下のいずれかを有すること。
ア. TOEIC800点以上
イ. TOEFL (PBT) 570点以上、又は (iBT) 88点以上
ウ. 英語検定試験準1級以上
(2) 英語を母語とする人は、日本語能力検定1級 (N1)
(3) 日本語、英語以外を母語とする人は日本語能力検定1級 (N1) に加え、上記 (1) ア. イ. ウ. のいずれかを有すること。
※国際交流や外国人支援などの分野において、通訳・翻訳の実務経験があることが望ましい。

2 勤務条件等

- ・任用期間 採用日～令和9年3月31日（予定）
※ただし、勤務評価等により再度の任用を行う場合があります。
- ・勤務地 次のうち所属長が指定するいずれか
①市役所本庁舎（国際課又は外国人総合相談窓口）
②西川アイプラザ4階（友好交流サロン）
※任期の途中で配置転換を行う場合があります。
- ・報酬 採用時の報酬月額は、192,400円（地域手当相当額を含む）です。
このほか通勤手当相当額、期末・勤勉手当が支給されます。
今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
- ・勤務時間 週5日の1日6時間（週30時間）
①9:00～16:00
②10:00～17:00または13:00～20:00
- ・休日 ①土曜日、日曜日、祝日、年末年始
②月曜日、祝日、火～日曜日のうち所属長が指定する1日、年末年始
- ・休暇 年次休暇ほか
- ・服務 会計年度任用職員は一般職の地方公務員となり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。
- ・条件付採用 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されます。
- ・災害補償 公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。

3 申込方法等

・ 申込方法

(1) 提出書類

ア. 受験申込書

イ. 各検定・能力試験の証明書（写し）

ウ. 日本語・英語の作文（日本語・英語同一内容、志望動機を必ず記入）

①題名：「わたしにとっての国際交流、多文化共生」

②書式等：日本語・英語それぞれA4用紙1枚に30行程度

エ. ハローワークの紹介状（ハローワークから応募の場合）

(2) 提出方法

申込受付期間内に提出書類を郵送又は持参により提出

※提出いただいた書類は返却できません。

※持参の場合は新庁舎14階国際課へお越しください。

（受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分）

(3) 提出先

岡山市役所新庁舎14階 国際課（岡山市北区大供一丁目1番1号）

令和8年10月13日（火曜日）～11月6日（金曜日）（必着）

令和8年11月12日（木曜日）

※試験場所、時間は別途連絡します

面接試験（一般面接、語学面接）、作文審査

令和9年1月1日

合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

・ 申込受付

・ 試験日

・ 試験の方法

・ 採用予定日

・ 合格の取消

4 その他

岡山市では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止に取り組んでいます。岡山市の採用活動において、職員から性的な言動等を受けた場合には、相談窓口（ハラスメント相談窓口、採用試験等実施担当課、人事担当課）までご連絡ください。その他の詳細についてはホームページをご確認ください。

【ハラスメント相談窓口】

（電話）086-803-1064 （mail）harassment@city.okayama.jp

【ホームページ】

（URL）<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000085845.html>



問合せ・申込先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

市民協働局市民協働部国際課

TEL：086-803-1112